

# あなたらしく生きるために

せい ねん ごう けん せい ど

## 成年後見制度 利用のお手伝いをします



権利擁護センター ぱあとなあ東京 相談専用電話：03-5944-8680

### 日本社会福祉士会、東京社会福祉士会、「ぱあとなあ東京」との連携体制

- 養成** ————— 公益社団法人日本社会福祉士会では1998（平成10）年から、社会福祉士の成年後見人養成研修を実施しています。また、公益社団法人東京社会福祉士会では2017年度から「認定社会福祉士認証・認定機構」より認証を受けた「ぱあとなあ東京」独自の養成研修を開始しています。研修を修了した東京社会福祉士会会員は、所定の手続きを行い「ぱあとなあ東京」の名簿に登録します。
- 継続研修** ————— ぱあとなあ東京は名簿登録者を対象に倫理研修や継続研修、事例検討会等を開催しています。会員は、常に新しい知識や技術を学び、専門性の向上のため自己研鑽に努めています。
- 業務賠償責任保険** ——— 「ぱあとなあ東京」名簿登録者は全員「社会福祉士賠償責任保険」に加入しています。
- 家庭裁判所へ推薦** ——— 成年後見人等候補者の名簿を家庭裁判所へ提出し、候補者を推薦しています。
- 活動報告書** ————— 「ぱあとなあ東京」名簿登録者は、定期的に成年後見活動報告書を「ぱあとなあ東京」に提出します。「ぱあとなあ東京」は内容を確認し、必要に応じて面接や助言を行っています。
- 第三者による助言指導** — 「ぱあとなあ東京」では法律・福祉などの実務家・学識経験者をメンバーとする「業務監督委員会」を設置し、助言指導を受けています。
- 苦情窓口** ————— 会員に対する苦情窓口を東京社会福祉士会及び日本社会福祉士会に設置しています。
- 倫理綱領** ————— 会員は日本社会福祉士会が定める「倫理綱領」を遵守し、行動します。

# 成年後見制度には、 「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

## 法定後見制度とは？

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分になった方の生活や財産を守る制度です。成年後見人等は、本人の権利を守る援助者として、裁判所から選任されます。「ぱあとなあ東京」所属の成年後見人等は、社会福祉士の特性を生かし、一人のかけがえのない存在として本人に寄り添い、「声なき声」を受け止め、本人の自己決定を支援します。

## 任意後見制度とは？

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ契約により、任意の後見人を決めておく制度です。任意後見契約は公証人が作成する公正証書によって結ばれます。判断能力が低下すると家庭裁判所により任意後見人を監督する任意後見監督人が選任されて任意後見契約の効力が発生します。

## 成年後見人等の仕事って？

法定の代理人として、本人の意思を尊重しながら、次のような仕事をします。

- 介護保険や福祉サービスの利用契約や費用の支払い
- 老人ホームや福祉施設、病院との入所・入院契約
- 年金・保険等の役所への手続き
- 預貯金・不動産・その他の財産の管理
- 親なき後の財産管理・身上監護など
- 悪徳商法の被害防止・その他の法的手続き等

※成年後見人等は、家庭裁判所の監督を受け、定期的に報告を行ないます。



## 見守り契約と任意代理契約

任意後見契約後、お元気なうちは見守り契約を結び、ホームソーシャルワーカーとして、日々の生活のご相談や支援を行ない、将来の不安にお応えします。「ぱあとなあ東京」の会員は、任意後見発効前の任意代理契約は任意後見制度とセットで支援することを原則とし、「ぱあとなあ東京」へ事前に契約内容等を報告するしくみをとっています。



# 「ばあとなあ東京」にお気軽にご相談ください。

「ばあとなあ東京」では、権利擁護全般に関すること、成年後見制度の概要や利用に関すること、申立てに関すること、成年後見人等候補者の紹介などの相談を受けています。

高齢者の方や障害のある方、そのご家族の方をはじめ、行政や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関の方々に広く利用していただいています。

## 相 談

あなたのお話をじっくり伺います。

## 制度利用のコーディネート

どうしたら問題解決ができるか、あなたと一緒に考えます。

### 手続きに関する支援・成年後見人等の紹介

家庭裁判所への申立手続きの相談や身近に適切な成年後見人等の候補者がいない場合の候補者の紹介などを行います。

### 他機関との連携

お住まいの行政や成年後見制度利用推進機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携します。

必要に応じて、相談等で得た情報をあなたの同意を得た上で関係機関に伝えることがあります。

## 成年後見人等の受任

ばあとなあ東京会員は、家庭裁判所に名簿登録をして成年後見人等を受任しています。与えられた権限の範囲内で、社会福祉士の専門性を活かし、あなたの生活をサポートします。

### 社会福祉士とは

1987(昭和62)年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格を持つ、福祉領域の相談援助専門職です。

### 「ばあとなあ東京」とは

公益社団法人東京社会福祉士会の会員で、所定の成年後見人養成研修を修了した社会福祉士の組織です。成年後見制度や権利擁護に関する相談のほか、成年後見制度に関する講座の運営や権利擁護に関する講習会等の講演や講師派遣等も実施しています。

## ぱあとなあ東京の電話相談（無料）

相談専用電話 **03-5944-8680**（平日午前10時～午後4時）

## ぱあとなあ東京の面接相談（予約制）

予約受付電話 **03-5944-8680**（平日午前10時～午後4時）

面接場所 公益社団法人東京社会福祉士会事務所

※住所ならびに地図は下記をご参照ください。

※来所に支障がある方はご相談ください。

※相談を受ける「ぱあとなあ東京」の会員には守秘義務があり、秘密厳守が基本です。

なお、必要に応じて、相談者の同意を得た上で、相談等で得た情報を関係機関に伝えることがあります。

## 公益社団法人 東京社会福祉士会とは

当会は、社会福祉の援助を必要とする東京都民の生活及び権利の擁護、社会福祉に関する知識及び技能の普及啓発並びに地域福祉サービスの発展を図るとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する倫理の確保、専門的技能の研鑽等に関する事業を行い、東京都における社会福祉の増進に寄与することを目的とする法人です。



公益社団法人 東京社会福祉士会  
権利擁護センターぱあとなあ東京  
〒170-0005

東京都豊島区南大塚3-43-11  
福祉財団ビル5F

相談：03-5944-8680

事務局：03-5944-8466

F A X：03-5944-8467

E-mail：partnerjimu@tokyo-csw.org

アクセス

● JR山手線 大塚駅利用（徒歩4分）

● 都電荒川線 大塚駅前駅利用（徒歩4分）

● 東京メトロ丸の内線 新大塚駅利用（徒歩4分）